

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
E2-39	娯楽機械部品及び付属品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
E2-30	一	娯楽機械

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-122	操作用機器(小型携帯型)
E2-29	ゲーム用品部品及び付属品

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
ゲーム機用表示機	格闘ゲーム用ヘッドマウント	ゲーム機用施錠具
ジョイスティックの握り玉		

**定義**

**分類の定義:** ここには遊技場、ゲームセンター等で営業用使用する娯楽、遊技機械の部品、付属品を分類する。



E2-39  
意匠登録 1181268  
ゲーム機用表示機



E2-39  
意匠登録 1174000  
ゲーム機用施錠具



E2-39  
意匠登録 1173304  
格闘ゲーム用ヘッドマウント



E2-39  
意匠登録 1160222  
ジョイスティックの握り玉

**分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)**

携帯型のゲーム機の部品・付属品はE2-29に、汎用性のあるゲーム用コントローラはH7-122「操作用機器(小型携帯型)」に、銃型のコントローラはE1-6810に分類する。



E2-29登録 971962  
ゲーム機用支持具



H7-122登録 1147546  
ゲーム機用コントローラ

<b>過去に分類した物品の名称</b>
---------------------